

札幌市定山溪自然の村使用料還付等事務取扱要領

平成17年10月14日教育長決裁

(目的)

第1条 この要領は、札幌市定山溪自然の村条例（平成10年条例第21号。以下「条例」という。）第5条及び条例施行規則（平成10年教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第5条各号の規定に基づく定山溪自然の村（以下「自然の村」という。）使用料還付等にかかる事務について、必要な取扱いを定めることを目的とする。

(還付の額)

第2条 使用の承認を受けた者の責に帰することのできない災害その他規則第5条第1号に規定する事由によって使用不能となった場合は、使用料の全額を還付する。

2 条例第8条第5号の規定により使用承認を取消した場合は、使用料の全額を還付する。

3 使用の承認を受けた者が、使用日の5日前までに使用承認の取消または変更の申出があつて、これについて相当の事由があると認められる場合、取消しについては使用料の全額を還付し、変更に伴う使用料に差引き不足が生じたときはその差額を納付させ、差引き剰余が生じたときはその差額を還付する。

(不還付)

第3条 使用の承認を受けた者が、使用日の5日前以降当日までの間に使用承認の変更の申出があり、変更に伴って不使用の施設が生じた場合は、不使用となった施設の使用料の全額を不還付とする。ただし、使用日が同じ日で使用する施設を変更した場合は、変更に伴う使用料に差引き不足が生じたときはその差額を納付させるものとし、差引き剰余が生じたときはその差額は不還付とする。

附 則

この要領は、平成17年10月14日より施行する。